

平成二十七年三月九日提出
質問第一二六号

在ウズベキスタン大使館に配置されていた所在がわからなくなった日本画に関する第三回質問
主意書

提出者 鈴木貴子

在ウズベキスタン大使館に配置されていた所在がわからなくなった日本画に関する第三回質問

主意書

外務省が一九九二年に購入し、在ウズベキスタン大使館（以下、「大使館」という。）に配置された後に所在がわからなくなった日本画「潮の舞」に関し、これまでの答弁書でその消息を調べるべく調査が行われており、また「大使館」として、「潮の舞」の消息についてウズベキスタン当局にも協力を要請していることが明らかにされている。

右と「前々回答弁書」（内閣衆質一八九第五〇号）並びに、「前回答弁書」（内閣衆質一八九第一〇〇号）、「政府答弁書一」（内閣衆質一八六第二八号）、「政府答弁書二」（内閣衆質一八六第五三号）を踏まえ、再質問する。

一 前回質問主意書で、「前々回答弁書」（内閣衆質一八九第五〇号）を起案した者の官職氏名を問うたところ、「前回答弁書」（内閣衆質一八九第一〇〇号）では起案した者の官職氏名が明らかになっていない。改めて、起案した者の官職氏名を明らかにされたい。

二 前回質問主意書で、『「潮の舞」の所在が特定できなかった責任は誰の下にあり、そのものを処分する

考えはあるのか』と問うたが、「前回答弁書」（内閣衆質一八九第一〇〇号）では、「特定の職員を処分する必要があるとは考えていない。」との答弁しかなされていない。そもそも「潮の舞」の原資は国民の税金であり、外務省として、この件に関し責任が誰の下にあったかということを明らかにするべきである。改めて、誰の責任の下にあったか明らかにされたい。

三 国民の税金で購入された「潮の舞」の件に関し、岸田外務大臣として、「説明」と「謝罪」を国民に対しする考えはあるか否か示されたい。

右質問する。